

鳥取県告示第 86 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町金屋谷字栃谷原 1 の 1 から 1 の 3 まで、1 の 5 から 1 の 9 まで、2 の 1、2 の 3 から 2 の 5 まで、2 の 7、2 の 10 から 2 の 15 まで、2 の 17 から 2 の 24 まで、2 の 26、2 の 29、2 の 30、2 の 34、2 の 39、3 の 1 から 3 の 7 まで、3 の 9 から 3 の 15 まで、3 の 18、3 の 22、3 の 24 から 3 の 32 まで、3 の 38、3 の 40、宇水無原 4 の 1、4 の 3、4 の 4、4 の 42、4 の 43、4 の 48、4 の 50、字榑水高原 791 の 5、791 の 11、793 の 2、793 の 6、793 の 7、793 の 9、793 の 26 から 793 の 32 まで、793 の 47、793 の 51 から 793 の 53 まで、793 の 61 から 793 の 63 まで、793 の 67、793 の 69、793 の 74、793 の 75、793 の 78、793 の 81 から 793 の 84 まで、793 の 86、793 の 89、793 の 100 から 793 の 102 まで、793 の 105 から 793 の 108 まで、794 の 1 から 794 の 4 まで、岩立字榑水高原 4 の 1、4 の 2、4 の 6 から 4 の 13 まで、4 の 15、4 の 18 から 4 の 20 まで、4 の 24、5 の 1、5 の 4 から 5 の 7 まで、5 の 9 から 5 の 11 まで、6 の 1、6 の 3 から 6 の 5 まで、7 の 1、7 の 3、7 の 4、8 の 1、8 の 3 から 8 の 6 まで、9 の 1、9 の 7、9 の 9、10 の 1、10 の 3・10 の 4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、11 の 2、12 の 1、12 の 3 から 12 の 37 まで、12 の 70、12 の 71、12 の 73、12 の 74、12 の 76、12 の 77、12 の 80 から 12 の 85 まで、12 の 87、12 の 89 から 12 の 121 まで、12 の 156 から 12 の 160 まで、12 の 164 から 12 の 173 まで、12 の 175、12 の 177、12 の 179 から 12 の 187 まで、12 の 198、12 の 199、12 の 201、12 の 203、12 の 216、大内字榑水高原 1067 の 1、1067 の 4、1068 の 1、1069 の 1 から 1069 の 49 まで、1069 の 51、1069 の 54、1069 の 55、1069 の 57 から 1069 の 59 まで、1069 の 63、1069 の 68 から 1069 の 70 まで、1069 の 72 から 1069 の 77 まで、1069 の 79、1069 の 81 から 1069 の 103 まで、1069 の 105、1069 の 109、1069 の 112、1072、1073

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）